

## 1 1 上級愛玩動物飼養管理士認定基準細則

(目 的)

第1条 この細則は、上級愛玩動物飼養管理士（以下「上級管理士」という。）認定規則（以下「認定規則」という。）第13条に基づき、上級管理士の認定基準等に関する具体的な事項を定めるものである。

(評点)

第3条 認定規則第3条第1号に規定された認定基準に関する4項目の評点は、別表のとおりとする。（新規認定登録の基準点）

第4条 新規認定の場合の合格基準点は、連続した2カ年度または連続した3カ年度のうちの2年間における活動評価点の総合計点が140点以上であるとともに、当該2年間にかかる各1年間の活動評価点の総合計点が40点以上、かつ各1年間の各活動評価項目ごとの個別評価点が3点以上であることとする。

(更新時の基準点)

第5条 認定登録の更新の場合の合格基準点は、連続した3カ年度における活動評価点の総合計点が100点以上であるとともに、当該3カ年度にかかる各1年間の活動評価点の総合計点が30点以上、かつ各1年間の各活動評価項目ごとの個別評価点が3点以上であることとする。

(思考力や倫理感の評価)

第6条 認定規則第3条第2号に規定された認定基準に関する評価は、「愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動の実施において経験した問題点とそれを解決するために実施したこと」についてのレポートの提出によって行う。

2 当該レポートの評価基準は、レポートの内容から愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発に関する実践的活動を実施するに足る思考力や倫理感を有していると認められること、レポートの論旨構成が明確であることとする。

3 当該レポートは、ワープロによって作成・印字されたものでなければならないこととする。

4 当該評価は、新規認定登録の時にのみ行うものとする。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議決によって行う。

### 付 則

1. この規則は、平成27年3月9日から施行する。
2. この規則は、平成27年11月9日から施行する。

別表

活動評価項目 1 マネージメント能力や協調性 (上限10点)

①	日本愛玩動物協会の支所長を務めた (10点)
②	日本愛玩動物協会の支所 (協会本部を含む) が主催または関与する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った (1回: 3点、2回: 6点、3回~: 10点)
③	自治体の動物愛護推進員を務めた (2点)
④	日本愛玩動物協会以外のペット関連団体が主催する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った (3点)
⑤	自治会やPTA等のボランティア団体の役員、会社の管理職を務めた (1団体: 3点、2団体~: 5点)

活動評価項目 2 適正飼養の普及啓発活動業務の実施経験 (上限20点)

①	日本愛玩動物協会の支所が主催または関与する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った (1回: 5点、2回: 12点、3回~: 20点)
②	行政機関が主催する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った (1回: 2点、2回~: 4点)
③	日本愛玩動物協会以外のペット関連団体が主催する適正飼養の普及啓発活動の業務を手伝った (1回: 1点、2回~: 2点)

活動評価項目 3 知識や情報の収集活動実績 (上限15点)

①	日本愛玩動物協会の会員になって機関誌を購読した (8点)
②	協会のホームページを閲覧した (年1回~5回: 1点、年5回~: 2点)
③	日本愛玩動物協会の本部または支所活動行事に参加者として参加した (1回: 3点、2回: 6点、3回~: 8点)
④	ペット関係のシンポジウムやセミナーに参加した (1回: 2点、2回: 4点、3回~: 5点)
⑤	動物愛護管理関係の文献を読んだ (1冊: 2点、2冊以上: 4点)

活動評価項目 4 意欲や熱意 (上限15点)

①	ペットを飼っている (8点)
②	日本愛玩動物協会の支所協力会員として登録している (4点)
③	知人等にペットについて学ぶことの重要性を広めた (普及啓発切手を購入・使用した: 3点、普及啓発ステッカーを購入・貼付した: 3点、日本愛玩動物協会の機関誌やリーフレットを知人等に紹介した: 2点)
④	日本愛玩動物協会または全国緊急災害時動物救援本部などのペット関連団体に3千円以上の寄付をした (4点)